

平成 30 年度事業計画

自平成 30 年4月～至平成31 年3月

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。」、30 年度の我が国経済は、「海外経済の回復が続く下、経済財政運営の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。」とされている。平成 29 年 12 月閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」とあわせて、追加的財政需要に適切に対処するための平成 29 年度補正予算及び同30年度予算・税制改正などにより、景気が回復することを期待する。

2 森林・林業・木材産業の動向と課題

(1) 林業・木材産業について政府は、「日本再興戦略 2016」において、「林業の成長産業化」を位置づけ、再生可能資源である豊富な森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用の創出を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題であるとしている。また、「産業競争力の強化に関する実行計画」において「林業経営を集積・集約化する新たな森林管理システムの構築」が施策項目とされている。「森林・林業基本計画」において平成 37 年の総需要量を 79 百万 m³と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標を 40 百万 m³と設定している。このため、新たな木材需要創出については、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進することとし、CLT、木質系耐火部材などの活用に向け普及促進、工務店等が取り組みやすい設計・施工ノウハウの普及、木造建築に強い人材の育成、新たな木材製品の生産体制の充実、セルロースナノファイバー等木質バイオマスの利用促進等に向けた研究開発の推進等に取り組むこととしている。更に、原木の安定供給体制の構築については、森林境界の明確化、森林情報の把握、路網整備、高性能林業機械の開発・導入等と併せて供給サイドと流通・加工サイドを直結する情報共有の取組を推進し、「林業成長産業化地域」を選定し重点的に育成することとしている。

(2) 平成29年の新設住宅着工は、総数で 965 千戸前年比 0.3%減、木造住宅 545 千戸と前年比 0.2%減と、好況であった 28 年とほぼ同程度で底堅く推移した。国産材については、原木、製材品の価格は、ここ数年ほぼ横ばいで推移し、29 年末以降、地域により、多少強保ち合いとなっているものの、原木高の製品安となっている。今後、消費増税に伴う需要の動き、合板製造、大型製材工場、CLT 製造、プレカット加工、木質バイオマスなどの需要の激変に柔軟に対応できる供給体制づくりが引き続き求められている。

(3) 長期的には少子化が進み、住宅着工の伸びを期待しにくい情勢にある。木材利用拡大のためには、各種施策の実施による国産材・木造建築への関心の高まっているこの時期にこそ、消費者

や建築関係者等との連携を深め、地域型住宅への木材利用推進、リフォーム並びに非住宅分野とりわけ都市の木造・木質化の取組等での積極的な木材利用など、可能な限りの努力を行う必要がある。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、内外に木の文化や木材利用を訴求するまたとない好機であり、新国立競技場等関連施設や街づくりなどへの木材利用推進・木材の安定供給に川上から川下連携して、取り組む必要がある。

(4)パリ協定等を踏まえ、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2020年度目標を2005年度比3.8%以上、2030年度目標を2013年度比26%減とし、森林吸収源対策で、それぞれ、2.7%以上、2.0%の確保が目標とされ、間伐や地域材利用の推進が必要で、平成30年度税制改正大綱において森林吸収源対策の財源確保について、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)(平成36年度から課税)及び森林環境譲与税(仮称)(平成31年度から譲与)の創設が盛り込まれた。地球温暖化対策を推進する上で、大気中の二酸化炭素を減少させる手段として、森林整備と木材利用は重要であり、低炭素社会実現のため木材関係者は、地球温暖化防止における森林や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に情報発信することが求められる。

また、稼働が本格化し始めている木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給体制づくり、違法伐採対策推進のため、“クリーンウッド法”への適切な対応と併せ、合法証明木材・木製品の供給体制整備並びに信頼性の維持・向上等情勢に応じ、適切に取り組む必要がある。

(5)我が国の「豊富な森林資源の循環利用を推進していくためには、木材を生産する林業や、木材製品の消費者・実需者だけでなく、木材を木材製品に加工し流通させる木材産業の存在が不可欠である」。木材市場は木材の集出荷、仕分けや与信管理、在庫管理などの機能発揮を通じて、国産材の安定供給に重要な役割を果たしてきた。また、「木材市場は、出荷者の供給力や集荷力、買方のニーズなど様々な情報を有しており、これらも活用しながら与信管理を行い木材需給のマッチングを行っている」。地域の製材工場は、山村経済の雇用確保など地域振興に不可欠な存在であり、その事業活動に不可欠な原木の安定確保が求められている。原木市場は、今後ともこうした役割を適切に発揮するとともに、大型製材工場の整備など国内の木材産業の大型化、高度化に対して、並材等の取引の規模拡大と効率化が不可欠である。このため、地域において原木の適切な仕分けのほか、中間土場の整備、木材情報の受発信体制の整備等を進めながら、素材生産、森林組合等の関係者とともに、国産材の安定供給体制の整備に努めることが重要である。

また、製品市場については、昨今のプレカット流通の拡大、住宅に対する消費者の嗜好の変化、建築設計関係者の意識の変化が進行している一方で、大型製材工場の増加に伴い、製材品の適正在庫や販路確保などが求められている。これらの役割発揮とともに、需要者視点に立って、品質規格の明らかな製材品の安定供給を行うとともに、買方(木材小売)、大工・工務店等と一丸となって、木材、JAS製材品等の普及促進が重要である。

更に、8年目を迎える東日本大震災からの速やかな復興に向け、木材の需給安定など、復旧・復興支援の推進が重要であり、消費地においても、放射能に関する正確な知識の普及など、風評被害の防止と地域産材の利用促進に引き続き取り組む必要がある。

(6)木材貿易関連では、日EU・EPAについて、平成29年7月に大枠合意され、主な林産物につ

いては、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間が確保された（7年の段階的削減。8年目に撤廃）。構造用集成材等の木材製品については、競争力を高めるため、加工施設の生産性向上、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できると見込まれる地域における原木供給の低コスト化等を推進することとされている。これらの施策等の具体化による地域の木材需給及び市況並びに林業・木材産業への影響を見極めつつ、適時適切な取り組みが必要となる。

また、海外の資源事情の変化や日本産木材への評価の高まり等により、国産材輸出は増加傾向にあり、木材産業の成長産業化の流れに沿って、海外の諸情勢も踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。

このような基本認識に立って、当連盟は次のような事項に重点的に取り組むものとする。

- ア パリ協定等に沿った地球温暖化防止に寄与する広範な分野の木材利用拡大への取り組み
- イ 合法木材・品質の確かな JAS 製材品等の安定供給体制の整備
- ウ 木材需給情報連絡協議会等を活用した需給情報の共有化、国産材の安定供給体制の整備
- エ 東京オリンピック・パラリンピック関連施設等の建設に向けた木材の安定供給への協力
- オ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への取り組み

第2 事業計画

1 地球温暖化防止に寄与する木材利用拡大への取り組み

(1) 木材と建築をつなぐ人材の育成

- ・環境問題、木材・建築等の知識を身につけ、木の良さを PR できる広い分野の人材の育成

(2) 「全市連木材PR月間」等における効果的な PR 活動の推進

- ・地球温暖化防止に寄与する森林の役割、木材利用等の意義についてPR
- ・市場施設等を活用し、一般消費者等も含めた効果的な PR 活動の推進
- ・地方自治体等に対する一般流通材の規格寸法とこれらを使用した建築等のPR
- ・木材利用による「建築コストの節減」、「環境、健康への貢献」等冊子も活用した PR
- ・木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
- ・木材小売業、大工・工務店及び建築士等との連携による「木材利用」の積極的な PR

(3) 海外市場への国産材輸出への取り組み

- ・海外市場等に関する情報・知識（「中国木構造設計規範」改訂等）の収集と国産材輸出の促進

(4) 公共建築物、商業施設及び中高層建築物等や公園、道路、歩道など街づくり、都市の木造・木質化の取組での木材利用

2 品質の確かな木材製品等の安定供給体制の整備

(1) 合法木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上

- ・合法木材及び木質バイオマスの供給体制の整備
- ・合法木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のための研修会、現地確認等を含めた

モニタリング体制等への参加

- ・“クリーンウッド法”及びその施行についての情報提供及び適切な対応

(2) JAS 製材品、乾燥材などの流通拡大

- ・設計者や大工・工務店等に対するJAS製材品のPR
- ・生産者との連携によるJAS製材品の供給体制づくり
- ・林野庁の新たな JAS 製材品普及関連事業等への協力

(3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

3 原木の安定供給体制の整備強化

(1) 地域で必要な原木の安定供給

- ・地域の木材需給情報連絡協議会等への積極参加と木材需給情報の把握
- ・地域の製材工場、伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
- ・有利販売につながる採材、仕分けの徹底

(2) 広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化

- ・広域流通構想の実現に向けた取組へ
- ・会員市場間の連携等による取引規模の拡大
統一規格による仕分、IT 活用等による取引の効率化の推進

(3) 木材の付加価値向上に向けた取り組み

- ・素材生産との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
- ・固定価格買い取制度に対応する木質バイオマス証明事業の的確な推進等

(4) 優良木材展示会等の開催

- ・全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
- ・地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

4 各種提言活動と制度改正等への取り組み

(1) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動

(2) 木づかいの取り組みなど、各種の木材利用促進活動への積極的な参加

(3) 関連する税制改正への取り組み

- ・木材産業、林業関係税制の維持・改善
- ・住宅、土地税制の改善

(4) 経営安定化のための金融制度の改善・拡充

政府系金融機関の融資制度の充実強化及び信用制度の充実

(5) 中小企業関係諸制度への対応

(6) 大震災・原発事故関連の対応

- ・放射能に関する正しい知識の普及
- ・風評被害対策への協力と地域材の利用拡大

5. 労働安全衛生対策と雇用対策等の推進

- (1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進
 - ・職場環境の整備と労働安全対策の徹底
 - ・諸制度の活用による雇用対策の推進
- (2) 福利厚生事業の充実確保
 - ・全市連福祉共済制度の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6. 調査・研究等の推進と事務・業務の改善等

- (1) 全市連ホームページ(「会員の掲示板」)及び全市連時報の活用、並びに関係団体との連携による、木の良さ、木材利用、木材市況、各種施策等の情報を迅速に発信するとともに、需給動向・流通構造の変化等についての調査・研究にも取り組む。
- (2) 木材利用拡大のためのPR資料の有効活用
- (3) 事務局運営の効率化と会員サービスの向上
 - ・ 情報連絡体制の充実と未加入市場の加入促進
- (4) 木材アドバイザーの養成と建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取り組み
- (5) 関係団体との連携強化
 - ・ 木材利用のPR、木材産業振興、安定的な木材流通体制づくりのため、森林・林業・木材、建築設計等の関係団体等との連携強化
- (6) 事務の効率化と財務改善
 - ・ 電子メール等利用の一層の推進による事務の簡素化、効率化、各種支出の効率化